

小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について

(制度の概要)

- 小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）は、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスへ移行する。

(地域密着型通所介護への移行・経過措置)

- 地域密着型通所介護に係るみなし規定
  - ・小平市の事業所について  
平成 28 年 3 月 31 日までに都の指定を受けている事業所は、地域密着型通所介護の指定を受けているものとみなされる。
  - ・小平市の事業所を利用している他市被保険者について  
平成 28 年 3 月 31 日において、当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた（利用契約が有る）場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたものとみなす。  
→例として、小平市の事業所で、小金井市の被保険者が利用している場合、小金井市の指定を受けたとみなされる。
- 平成 28 年 4 月 1 日以降の新規の他市利用者の取扱いについて
  - ・地域密着型サービスであるので、原則、小平市の被保険者のみのサービスとなる。
  - ・他市の利用者は、原則、小平市の事業所の利用はできない。
  - ・しかし、他市の利用を見込んで経営を考えている事業所も多数存在している現状があり、地域密着型サービスへ円滑に移行するために、他市の利用者について、認めていくことが必要であると考える。
  - ・小平市の事業所が、他市の利用者が利用できるようにするためには、
    - ①小平市の事業所が、利用者が在住する市へ指定申請をして、その市の指定を受けること。
    - ②小平市と利用者が在住する市の間で同意が得ること。  
が必要となる。
  - ・手続の簡略化を図るため、上記の手続の②事前同意手続不要の協定を、隣接する市と締結する方向で調整中である。

- 運営推進会議の開催について
  - ・ 小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行するに伴い、運営推進会議の設置、開催が義務づけられる。
  - ・ 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員と定められている。
  - ・ 会議の開催回数は、おおむね6月に1回以上と定められている。
  
- 地域密着型通所介護事業所が提供する宿泊サービスについて
  - ・ 地域密着型サービスへの移行に伴い、平成28年4月から市町村へ届け出ることになる。
  - ・ 届出、運営等に関する基準については、今後、整備していく予定である。
  
- その他
  - ・ 認知症対応型通所介護事業所についても、運営推進会議の設置、開催が義務づけられる。構成員、開催回数については、地域密着型通所介護事業所と同様である。